

平成22年5月21日

(照会先)

記録問題対策部:(記録問題の取組状況)

記録問題対策グループ長 山田 勝土
榎本 一憲

(電話直通 03-6892-0754)

年金給付部:(年金額回復の具体的事例)

給付企画グループ長 渡部 浩

(電話直通 03-6892-0769)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金記録問題への取組状況」等の取りまとめについて

～平成22年5月21日現在(速報値)～

「ねんきん特別便」等の年金記録問題への取組状況について、本年5月21日現在の数値を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

また、「年金額回復の具体的事例」(3月第2週分)について、増加年金額が大きい10ケースを取りまとめました。

年金記録問題への取組状況について(平成22年5月21日現在、速報値)

項目	細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	備考
1 ねんきん特別便 (「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数)	年金事務所分	32.2万件	22年5月7日 (累計)	-1.5万件	22年4月23日	受給者分 回答 3,178万件 (未回答 505万件) 加入者分 回答 4,913万件 (未回答 2,038万件)
	機構本部分(※2)	14.7万件		-1.6万件		
2 5000万件的未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,442万件	22年5月7日 (累計)	+5万件	22年4月23日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,653万件
	厚年/国年	1,160万件/282万件		+4万件/+1万件		
	男/女	654万件/788万件		+2万件/+3万件		
	60歳以上/未満(18年6月時点の年齢)	368万件/1,044万件		+1万件/+4万件		
3 再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	0.6か月	22年5月7日	0.0か月	22年4月23日	
	進達に至っていない申出件数	1.4万件		-0.1万件		
4 再裁定	平均処理期間	2.2か月	22年4月末 (5月14日支払分)	-0.1か月	22年3月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
	未処理件数	7.9万件		-0.5万件		
5 時効特例給付	平均処理期間	2.9か月	22年3月末 (4月15日支払分)	+0.5か月(※3)	22年2月末	
	未処理件数	32.1万件		+5.8万件(※3)		
6 記録訂正による年金額(年額)の増額(※4)	件数	7.5千件	22年4月第4週分	7.5千件	22年4月第3週分	(20年5月以降の累計)105万件 564億円
	年金額増額の総額(概算値)	3.5億円		3.4億円		
7 国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	突合せ完了件数	3,080.5万件(99.5%)	22年4月末	+11.2万件	22年3月末	突合せ作業については、各都道府県の事務センターにおいて月次計画に基づき処理を進めており、月次集計とする。
	受給者へのお知らせ送付件数(未処理件数)	6.7万件(2.5万件)		+0.1万件(+0.8万件)		
	再裁定進達件数	4.8万件		+0.2万件		
8 コールセンター	応答率	94.1%(72.5%)	22年4月第5週～ 5月第2週分	94.6%(77.9%)	22年4月第4週分	()外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」にかかる数値 ()は、一般年金相談の「ねんきんダイヤル」にかかる数値
	応答呼数/総呼数	8.6万件/9.1万件 (9.3万件/12.8万件)		7.9万件/8.3万件 (7.8万件/10.0万件)		
9 年金事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	26日(月): 1(34) 27日(火): 1(11) 28日(水): 2(12) 30日(金): 1(68) 6日(木): 1(32) 7日(金): 1(22) 8日(土): 0(1)	22年4月第5週～ 5月第2週分	19日(月): 1(54) 20日(火): 1(22) 21日(水): 0(24) 22日(木): 1(15) 23日(金): 0(14)	22年4月第4週分	()外は、年金事務所の記録問題専用窓口にかかる数値 ()は、一般の年金相談窓口にかかる数値
10 標準報酬等の遡及訂正事案	年金事務所段階における記録回復事案数	909件	22年5月7日 (累計)	+18件	22年4月23日	
	うち2万件的の戸別訪問対象事案数	558件		+0件		

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

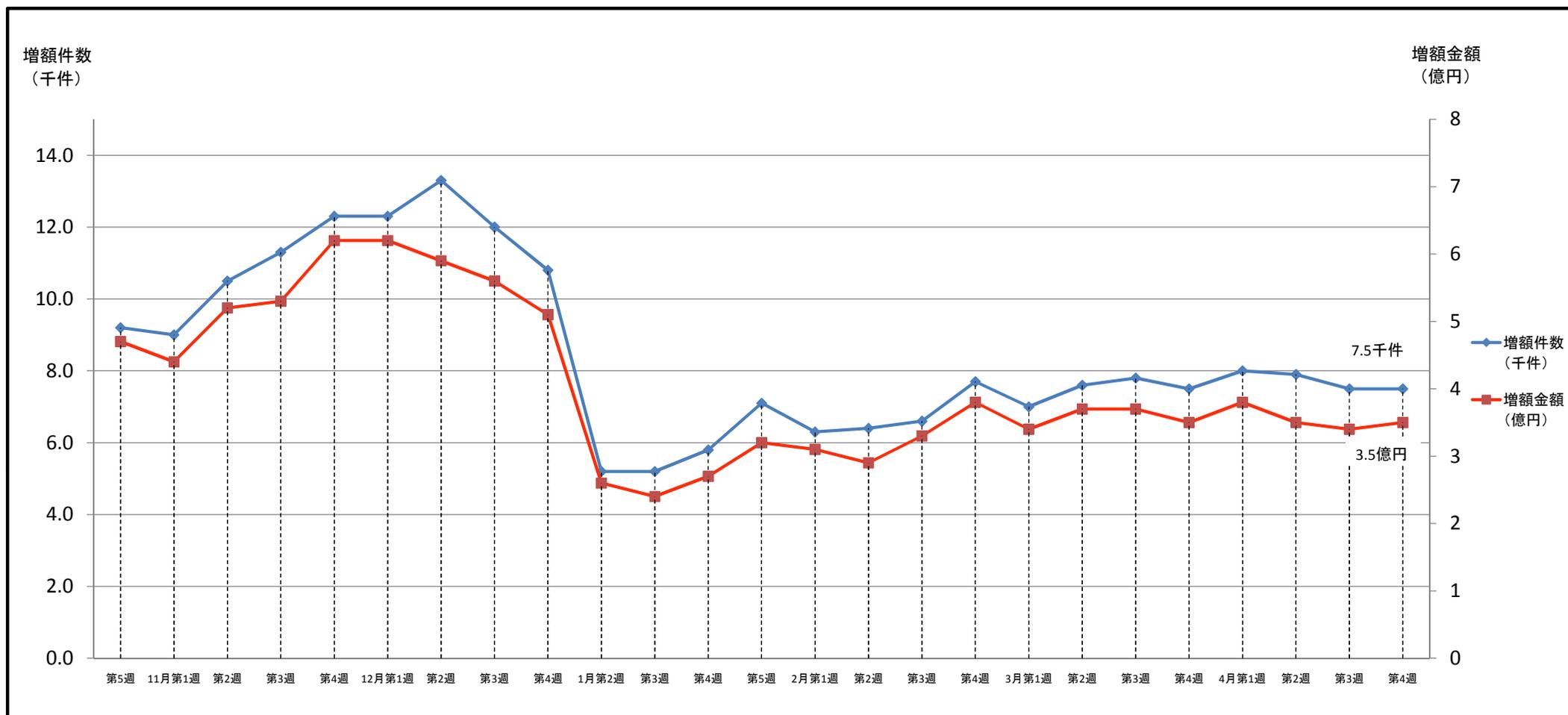
(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 遅延特別加算金法の施行日が確定するまで、時効特例給付の支給決定を保留したことから、前回数値に比べ平均処理期間及び未処理件数が増加しているが、5月支払により保留分はほぼ解消する見込み。

(※4) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.4万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

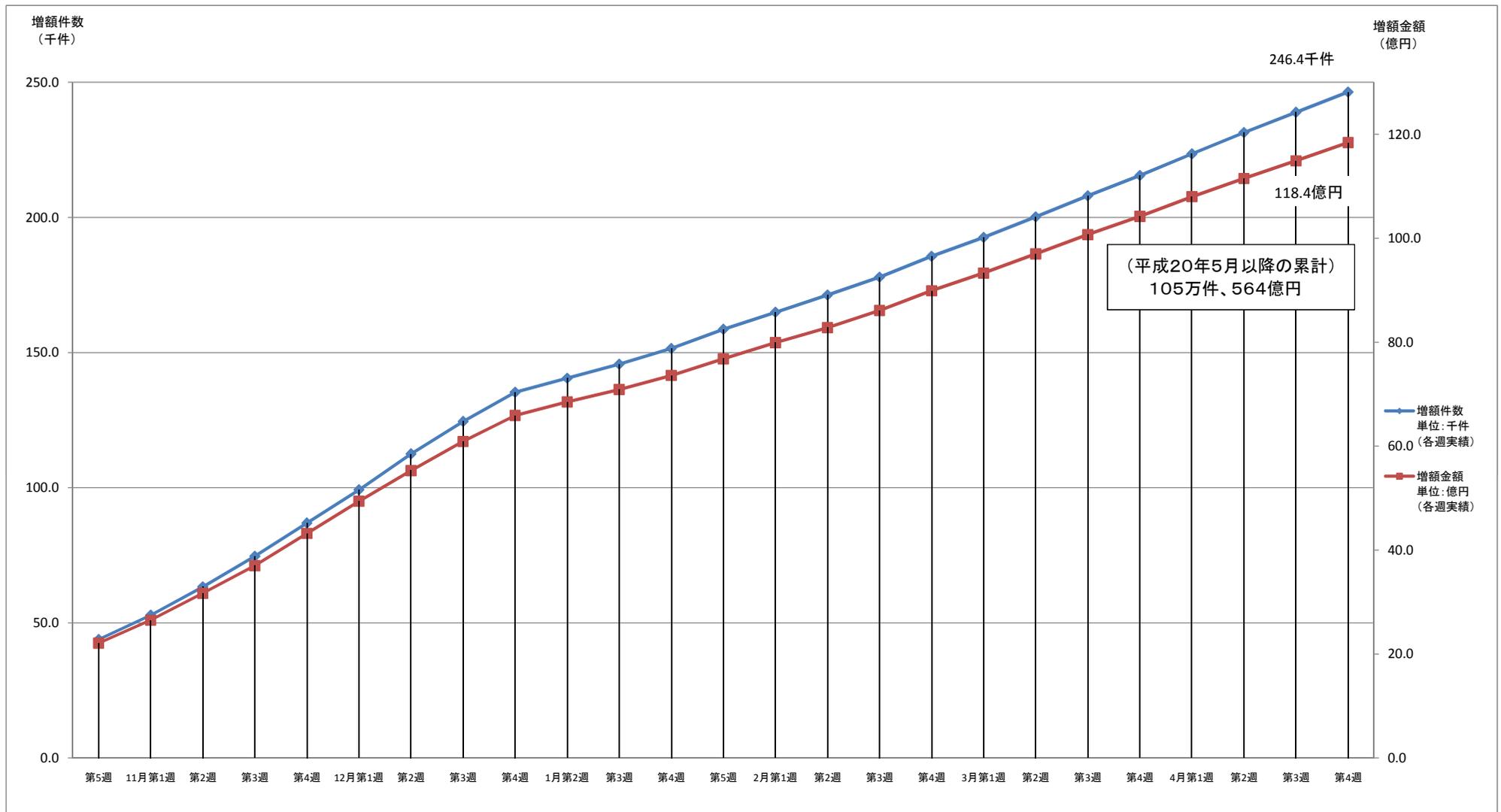
記録訂正による年金額(年額)の増額



	10月	11月				12月				1月				2月				3月				4月			
	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週	第4週
増額件数(千件)	9.2	9.0	10.5	11.3	12.3	12.3	13.3	12.0	10.8	5.2	5.2	5.8	7.1	6.3	6.4	6.6	7.7	7.0	7.6	7.8	7.5	8.0	7.9	7.5	7.5
増額金額(億円)	4.7	4.4	5.2	5.3	6.2	6.2	5.9	5.6	5.1	2.6	2.4	2.7	3.2	3.1	2.9	3.3	3.8	3.4	3.7	3.7	3.5	3.8	3.5	3.4	3.5

(注)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
 なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



	10月		11月				12月				1月				2月				3月				4月			
	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週	第4週	
増額件数 単位:千件 (各週実績)	43.8 (9.2)	52.8 (9.0)	63.3 (10.5)	74.6 (11.3)	86.9 (12.3)	99.2 (12.3)	112.5 (13.3)	124.5 (12.0)	135.3 (10.8)	140.5 (5.2)	145.7 (5.2)	151.5 (5.8)	158.6 (7.1)	164.9 (6.3)	171.3 (6.4)	177.9 (6.6)	185.6 (7.7)	192.6 (7.0)	200.2 (7.6)	208.0 (7.8)	215.5 (7.5)	223.5 (8.0)	231.4 (7.9)	238.9 (7.5)	246.4 (7.5)	
増額金額 単位:億円 (各週実績)	22.1 (4.7)	26.5 (4.4)	31.7 (5.2)	37.0 (5.3)	43.2 (6.2)	49.4 (6.2)	55.3 (5.9)	60.9 (5.6)	65.9 (5.0)	68.5 (2.6)	70.9 (2.4)	73.6 (2.7)	76.8 (3.2)	79.9 (3.1)	82.8 (2.9)	86.1 (3.3)	89.9 (3.8)	93.3 (3.4)	97.0 (3.7)	100.7 (3.7)	104.2 (3.5)	108.0 (3.8)	111.5 (3.5)	114.9 (3.4)	118.4 (3.5)	

(注1)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

(注2)週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したもの。

年金額回復の具体的事例

○平成22年3月8日から13日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	76歳	女	644,200円	629,100円	1,273,300円	回復前の厚生年金加入期間0月に133月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方に送付するお知らせ)」の回答票がご本人から郵送で届き、ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,840万円
2	78歳	男	638,800円	1,596,700円	2,235,500円	回復前の厚生年金加入期間327月に107月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が年金相談センターから回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,500万円
3	88歳	男	607,000円	2,256,000円	2,863,000円	回復前の厚生年金加入期間289月に85月を追加。	○「グレー便(厚生年金の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突き合わせによりご本人の記録の可能性のある方へのお知らせ)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金旧台帳の記録が判明し、記録を統合した。	約1,690万円
4	77歳	男	556,100円	2,059,800円	2,615,900円	回復前の厚生年金加入期間365月に180月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれがある」と記載しご本人が相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名と勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(一部期間が国民年金加入期間と重複)が判明し、記録を統合した。	約1,310万円
5	80歳	女	551,600円	956,000円	1,507,600円	回復前の厚生年金加入期間0月に127月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方に送付するお知らせ)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申し出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,570万円
6	64歳	男	516,000円	618,100円	1,134,100円	回復前の厚生年金加入期間172月に97月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方に送付するお知らせ)」の回答票がご本人から郵送され、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,210万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
7	81歳	男	510,400円	1,616,600円	2,127,000円	厚生年金加入期間の一部期間(207月)の標準報酬月額を訂正。	○「受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)」の回答票が事務センターから回付され、回答票に「保管している給与改定通知書と照合して明らかに開きがある」とご本人の申出があり、被保険者台帳(マイクロフィルム)等により調査したところ、一部期間の標準報酬月額に誤りがあることが判明し、誤りのある期間の標準報酬月額を訂正登録した。	約1,200万円
8	83歳	男	488,600円	1,301,300円	1,789,900円	回復前の厚生年金加入期間98月に82月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(一部期間が国民年金加入期間と重複)する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,150万円
9	78歳	女	485,500円	980,400円	1,465,900円	回復前の厚生年金加入期間241月に124月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれがある」と記載し、ご本人が相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,380万円
10	69歳	男	467,000円	1,541,200円	2,008,200円	回復前の厚生年金加入期間340月に船員保険加入期間102月(厚生年金換算136月)を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターより回付され、ご本人の申出の船主、船名により調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約1,100万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	2件 (事例 2、10)
ねんきん特別便(全員便)	3件 (事例 4、8、9)
黄色便(旧姓情報等を活用したお知らせ)	3件 (事例 1、5、6)
グレー便(旧台帳記録を活用したお知らせ)	1件 (事例 3)
受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)	1件 (事例 7)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	0件

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)